

第二十九号議案

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四七六、〇〇〇円」を「一、五一七、〇〇〇円」に、「一、二〇五、〇〇〇円」を「一、二三八、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都知事及び副知事の給料の額を改定する必要がある。